

訪問介護サービス提供体制確保支援事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、訪問介護サービスの担い手の確保及び経営の安定化を図るため、人材確保体制の構築や経営改善に向けた取組を行う、訪問介護事業所等を運営する法人の長に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

この要綱において「訪問介護サービス提供体制確保支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。

- (1) 人材確保体制構築支援事業
- (2) 経営改善支援事業

第3 対象となる事業所

県内に所在する介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく、訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所及び夜間対応型訪問介護事業所（以下「訪問介護事業所等」という。）のいずれかの指定を受けた介護サービス事業者。

第4 補助の対象事業及び補助額

別表のとおりとする。

第5 補助の対象期間

交付決定のあった日の属する年度の4月1日から2月10日までとする。

第6 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書（様式第1号）
 - イ 補助金所要額調書（様式第2号）
 - ウ 事業計画書（様式第3号）
 - エ 収支予算書（様式第4号）
 - オ その他別に定める書類
- (2) 提出期限
 - 別に定める日まで

第7 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 知事は、補助金の交付の決定後、補助金の趣旨に該当しない事実や交付申請の内容と異なる事実、又は対象要件に該当しない事実が判明したときは、交付の決定の全部又は一部を取り消し、交付金の全部又は一部を返還させることができること。

- (2) 知事は、事業の円滑かつ確実な遂行を図るため、申請者に対し、事業の遂行状況等について検査を実施したり、報告を求めることがあり、申請者はこれに従わなければならないこと。
- (3) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合
 - イ 補助事業に要する経費の種目間における配分の変更（事業費の額の10パーセント以下の変更を除く。）をしようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれら帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (6) この補助金と対象経費を重複して、他の予算制度に基づく、負担又は補助を受けてはならないこと。

第8 変更の承認申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 変更承認申請書（様式第5号）
 - イ 補助金所要額調書（様式第2号）
 - ウ 変更事業計画書（様式第3号）
 - エ 変更収支予算書（様式第4号）
 - オ その他別に定める書類
- (2) 提出期限
変更の事由が発生した時点で速やかに提出すること。

第9 実績報告

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 実績報告書（様式第6号）
 - イ 補助金精算書（様式第2号）
 - ウ 収支決算書（様式第4号）
 - エ その他別に定める書類
- (2) 提出期限
事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月10日のいずれか早い日まで。

第10 請求の手続

- (1) 提出書類 各1部
請求書（様式第7号）
- (2) 提出期限
補助金交付確定通知書が到達した日から起算して10日を経過した日まで

第11 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)より減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合（消費税仕入額控除税額が 0 円の場合を含む）には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第 8 号）により別に定める日までに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

第12 交付の取下げ・返還

補助金の交付申請を取り下げようとする場合は、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、令和 7 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 8 年度分の補助金から適用する。

別表

補助の対象			基準額	補助額
事業の区分	種目	補助対象経費		
1 人材確保体制構築支援事業	(1) 研修体制の構築の支援	訪問介護員等や介護職員等の資質向上・定着促進に資する研修計画の作成など研修体制の構築のための取組に要する経費	1 事業所当たり 10 万円	補助対象経費の実支出額と基準額とを比較していずれか少ない額を補助上限額とする。ただし、算出された額に、1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
	(2) 経験年数が短い訪問介護員等への同行支援	経験年数の長い訪問介護員等が、一定期間、経験年数の短い訪問介護員等や訪問業務に従事した経験のない介護職員等に同行し、訪問介護等サービスの質の確保を図るための技能・技術の向上に向けた指導を行う取組に要する経費	30分未満の同行支援 1 回につき2,500円 30分以上の同行支援 1 回につき4,000円 (経験年数の短い訪問介護員等 1 人につき 30 回まで)	
2 経営改善支援事業	(1) 経営改善の支援	経営基盤の強化及び経営状況の改善、若しくは、各種加算の新規取得支援等を目的とした専門家（コンサルタント事業者や社会保険労務士等）との契約に要する経費	1 事業所当たり 40 万円	
	(2) 小規模法人等の協働化・大規模化の取組の支援	小規模な法人を中心とした複数の法人により構成される事業者グループが、地域の状況や事業規模を踏まえた法人間の連携を促進し、相互に協力して行う人材育成や経営改善に向けた取組に要する経費 なお、事業者グループには、次の（ア）から（エ）のいずれかに該当する法人を 1 以上含むこと。 （ア）1 法人あたり 1 の訪問介護等事業所を運営する法人 （イ）運営する訪問介護等事業所の月の延べ訪問回数が平均 200 回以下である法人 （ウ）運営する訪問介護等事業所の職員数が常勤換算方法で平均 5 人以下の法人 （エ）運営する訪問介護等事業所が全て中山間地域等又は離島等地域に所在する法人	1 事業者グループ当たり 40 万円	
	(3) 介護人材・利用者確保のための広報活動に係る支援	事業所が介護人材や利用者の確保のために行うホームページの開設・改修に係る経費や広報宣材（リーフレット、チラシ等）の作成・印刷等の広報に要する経費	1 事業所当たり 30 万円	

訪問介護サービス提供体制確保支援事業費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

法人の所在地
法 人 名
代表者職・氏名

年度において訪問介護サービス提供体制確保支援事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円

(補助金所要額) (補助金に係る消費税仕入控除税額等) (補助金額)

円 - 円 = 円

口座振替先 金融機関名

支店名

口座種別

口座番号

口座名義人（カナ）

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

補助金所要額調書（補助金精算書）
（人材確保体制構築支援事業）（経営改善支援事業）

事業所名（
サービス種別（

対象経費名	総事業費 A	寄附金その他の 収入額 B	補助対象経費 (千円未満切捨て) C	補助基準額 D	消費税仕入控除 額税額等 E	補助所要額 F
	円	円	円	円	円	円
合計	円	円	円	円	円	円

- （注）
- 1 寄附金その他の収入があるときは、補助金の額の算定に当たり、総事業費から当該寄附金その他収入の額を控除するものとする。
 - 2 C 欄には、A 欄から B 欄を差し引いた金額のうち、補助対象経費となる経費の合計金額を記入すること。
 - 3 F 欄には、C 欄と D 欄を比較していずれか少ない方（千円未満切捨て）の金額を記入すること。

事業計画書（変更事業計画書）

1 事業の内容

区 分	内 容	実施（予定） 時期	備 考

2 事業完了（予定）年月日 年 月 日

（注）変更事業計画の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

区 分	予 算 額 (変 更 予 算 額) (決 算 額)	(予 算 額)	比 較		備 考
			増	△ 減	
	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

区 分	予 算 額 (変 更 予 算 額) (決 算 額)	(予 算 額)	比 較		備 考
			増	△ 減	
	円	円	円	円	
計					

訪問介護サービス提供体制確保支援事業計画変更承認申請書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

法人の所在地
法 人 名
代表者職・氏名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた訪問介護サービス提供体制確保支援事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

（注）以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

実 績 報 告 書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

法人の所在地
法 人 名
代表者職・氏名

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた訪問介護サービス提供体制確保支援事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

（注）以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名
作成者 職・氏名

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金交付の確定を受けた訪問介護サービス提供体制確保支援事業費補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

法人の所在地
法 人 名
代表者職・氏名

（注）以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名
作成者 職・氏名

消費税仕入控除税額等報告書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

法人の所在地
法 人 名
代表者職・氏名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた訪問介護サービス提供体制確保
支援事業費補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- | | | | |
|---|----------------------------------|---|---|
| 1 | 補助金の確定額 | 金 | 円 |
| | （ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額） | | |
| 2 | 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3 の額から 2 の額を差し引いた額） | 金 | 円 |

5 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

（注）以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名
作成者 職・氏名